

# 平成28年度第3回茅ヶ崎市提案型民間活用制度 事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案)について
日時	平成29年1月25日(水) 午後1時00分 開会 午後2時00分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 A会議室
出席者氏名	山本裕子副委員長・松戸康彰委員・川村豊委員 (事務局) 事務局5名 青柳行政改革担当課長、安西担当主査、関谷副主査 森岡副主査、足立副主査
欠席者氏名	藏田幸三委員長
資料	平成28年度第3回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会次第 【資料1】茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案) 【参考資料1】平成28年度第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会のポイント 平成28年度第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会会議録(案)
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	

(開会)

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、ご多忙の中「平成28年度第3回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、企画経営課行政改革担当課長の青柳と申します。どうぞよろしくお

願いいたします。

本日委員の皆様におかれましては、第1回及び第2回委員会でいただいたご意見をもとに事務局にて作成いたしました提案型民間活用制度自由提案型に係る募集要項についてご審議をいただきたく、よろしく願いいたします。

本日の欠席ですが、藏田委員長より欠席のご連絡をいただいております。「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在3名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

#### 【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則に基づき、会議の進行は山本副委員長にお願いしたいと思います。山本副委員長、議事進行をお願いいたします。

(山本副委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

最初に議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございます。委員長欠席ですので私の方で署名させていただきますが、もう1名は名簿順で川村委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(川村委員)

はい。

(山本副委員長)

お手数ですが、川村委員には議事録署名人をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、議題1「茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 安西担当主査

それでは、議題1「茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案)」について、説明させていただきます。

前回の第2回委員会にて募集要項(素案)として、お諮りをさせていただきました。委員のみなさまよりいただきましたご意見について、事務局にて再度整理、検討を行い、その結果を反映した募集要項

について、本日再度お諮りをさせていただきたく、よろしく願いいたします。

参考資料1及び資料1をご覧ください。参考資料1にて前回の主なご意見について、資料1にて対応した記載について、交互にご説明させていただきます。なお変更がない部分については説明は省略させていただきます。

前回の主なご意見としては、まずは参考資料1の(1)として、第1段階である民間委託化提案の提案主体として、自治基本条例に位置づけのある市民としておりました点について、幅広くアイデアを募るといふ本制度の趣旨あるいは第2段階目である事業企画提案時には市内市外問わず提案を募集することから、わざわざ限定的にする必要性はないのではないか、という点でございます。

こちらにつきましては、資料1の3ページをご覧ください。提案主体といたしましては、自治基本条例に位置づけのある市民に限らず、「企業・NPO等の団体及び個人どなたでも提案できます」とし、市内市外問わずあらゆる主体から提案を募集することで対応することといたしました。

次に参考資料1の(2)としまして、同じく提案主体のうちの団体については、提案のみならず実施に至る前提の中で募集を受け付けるに際して、提案側からすればより具体の収支あるいは事業計画を組み立てる必要があり、その点が提案書の中には含まれていない、また、「安定的」とは何を持って安定的と定義するのか、といった点でございます。

こちらにつきましては、資料1の12ページをご覧ください。提案書の中で、団体については事業・収支計画を記載する欄を設け、個人については必須としないということに対応することとしております。

続きまして参考資料1の(4)といたしまして、確認期間と提案期間について、それぞれ4月、5月の各1か月間の設定としている点について、先ほどの(2)の団体提案とも関連してまいります。提案者側により具体的に検討してもらうための期間設定、また、事前確認必須あるいは提案すなわち実施という観点からも、事前確認期間と提案期間について、提案者側により配慮した期間設定とすべきではないか、という点でございます。

こちらにつきましては、資料1の4ページ5ページをご覧ください。事前確認期間については4月末までだった期間を、5月15日まで延長することとしております。なお提案募集期間については変更なく5月の1か月間とし、5月の当初2週間についてはオーバーラップするような設定としております。あわせて資料1の10ページの提案書の書式について、事前確認必須ということから、事前確認実施の有無という記載だったものを、確認した担当課を書式の冒頭に記載するような形に修正しております。

続きまして参考資料1の(5)インセンティブ及び(7)地元企業に関して、提案してもらうきっかけ作りとして、募集要項に一定の配慮があるような記載をする必要があるのではないか、という点でございます。

こちらにつきましては、資料1の6ページをご覧ください。インセンティブについては、提案が採用となった場合は一定の加点をして評価すること、地元企業の扱いに関しては、地域経済活性化、地域への波及効果といった、ガイドライン記載の評価基準をもとに総合的に評価する旨をそれぞれ記載することで対応しております。

続きまして参考資料1（6）及び（9）について、こちらは、募集要項上には記載はしておりませんが、馴染みが薄い本制度をどのように周知するか、また、先ほどの提案者側の検討期間にも関連してまいります。出来る限り早く本制度に係る情報を公開することで、提案者側の検討期間を長く確保できるような情報の出し方が必要である、という点についてでございます。

こちらにつきましては、まずは3月1日号の市広報紙にて周知を行うとともに、ほぼ同じタイミングで、手法は未定ですが記者発表を行う予定でおります。2月15日および3月中には、松戸委員のご協力の下、商工会議所向けの説明会を実施するとともに、商工会議所NEWSとあわせて会員の企業様へチラシを配布させていただくことで、現在調整を進めております。市内市外問わず一般向けの説明会についても3月中に開催する運びで現在調整しております。また、関連する団体や協会等にも随時情報提供をさせていただきたく考えております。

事務事業リストの公表につきましても、4月の公表を当初は想定しておりましたが、こちらにつきましても、各課の確認作業が終了次第公開していきたいと考えており、目標としては3月当初を目指し、出来る限り早いタイミングで募集要項および事務事業リストの公表に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。情報公開の前倒し及び先ほどの事前確認期間の延長で、提案者側にとってより具体的に検討していただくための期間を確保してまいりたいと考えております。

なお、事務事業リストについては第1回目でお示しをさせていただいているところですが、従来は事業毎の予算・決算額について記載をすることを想定しておりましたが、予算額のみ記載とすることとさせていただきたく考えており、資料1の3ページ、公表資料の（ウ）事務事業リストにつきましては、決算額を削除し予算額のみ記載に修正させていただいております。

募集要項素案に係る修正内容の説明については以上となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

（山本副委員長）

ご説明ありがとうございました。前回の議論を踏まえての修正をいただいた募集要項の案でございます。ご質問、ご意見等が特にございましたら、お願いいたします。

（川村委員）

今日が募集要項素案に関しての委員会は最後で、最終案を決めるということですよ。大きなところは無いのですが、まずは「てにをは」の部分で、2ページの「1 本制度の趣旨」の下から2行目、「なお」書き以降に「市民のサービスの質の低下」とありますが、「市民のサービス」という言葉に少し違和感を感じまして、「市民へのサービス」の方が適切かと。細かい指摘で申し訳ありません。同じく2ページの「2 募集する提案内容」の下から3行目以降に、「その効果について幅広い提案を募集します」とありますが、幅広い提案というのは事業に対して幅広い提案を求めるんだと思うのですが、このままだと効果について提案を募集するというように受け取れるので、できれば「その効果も含めて幅広

い提案を募集します」の方がストレートに受け取れるかと思いました。このあたりは指摘だけですので、議論する内容ではないので、確認だけしてもらえれば。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

はい。わかりました。

(川村委員)

引き続きよいですか。

(山本副委員長)

はい、どうぞ。

(川村委員)

簡単ところで、4ページの「5 提案の流れ」の「(1) 事前確認」の「(ア) 事前確認方法」に文章の記載がありますが、句点が入っていないので、あった方がよいと思います。同様に5ページの(ウ)も句点があった方がよいと思います。それから句点で言うと6ページの上段のアスタリスクについても文章となっているので、句点があった方が良い気もするし、ここは無くてもよいような気もしますが、市の名前で出すものなので、きちりと整理した方がよいと思います。あとは、4ページの前記確認の「(エ) 提出先」には電話番号の記載があるのに、5ページの「(エ) 提出先」には電話番号の記載が無いのは、何か意味があるのでしょうか。

(事務局) (関谷副主査)

提案書の提出方法として電話は想定していないため記載しておりません。事前確認時には電話による問い合わせ等もあると思われたため記載している程度で、特に深い意味はありません。記載して表現を統一するようにします。

(川村委員)

あとは質問なのですが、3ページの「4 提案主体」の提案主体が個人の(ウ)の場合は、委員会で説明を求める場合があるという記載がありますが、団体の場合はそのような場はないという想定でよろしいですか。団体の場合は委員会での確認事項はないという想定でしょうか。

(事務局) (安西担当主査)

当初の議論の際に、特に個人提案の場合で、実現性のある意味無視したような提案を避けたいという議論の経過から生まれた発想です。一方団体については実施の前提で提案していただくということで、

こういった制約を設ける必要はないと整理をいたしました。実際には団体についても委員会に意見を聞いてみる方が良いというケースも考えられるので、いただいたご意見を踏まえながら、(イ)の団体のところに追記するか否か再度検討させていただきます。

(川村委員)

選定委員会は条例に基づいていて、関係者の出席を求められることができると書いてあるのだとすれば、想定して記載しておいた方がよいかと感じます。次の質問ですが、4ページの「5 提案の流れ」の「(1) 事前確認」の「(ア) 事前確認方法」の窓口ですが、これまで窓口という言葉が出てきていない中で、市役所にはたくさん窓口がありますよね。提案者側からするとどの窓口かがわからないので、提出先窓口の方がわかりやすいかと思います。最後に、「6 事業化に向けて」の中で、加点について記載した方がきっかけになるということで記載してもらったことはとても良いことだとは思いますが、ご存知だと思いますが、去年の10月に内閣府と総務省と国交省が出した「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の中にもプロポーザルの際には事前に公表することで公平性透明性が保たれるということも書いてありますので、実際にプロポーザルを実施する事業課にもしっかりと指導をしておいて欲しいと思います。私は以上です。

(事務局) (足立副主査)

実際プロポーザルにかける前の募集要項につきましても、この委員会にお諮りをさせていただきます。事務局も必ず確認をした上で、最終チェックをしていただく予定です。

(山本副委員長)

それでは今までのご質問や変更点について、ページの前から再度確認させていただきます。まず2ページ中段の、「なお」以降の文章で、「市民のサービス」を「市民へのサービス」に、同じ2ページの下から2行目の「その効果について幅広い提案を募集します」を「その効果も含めて幅広い提案を募集します」に、3ページについては提案主体が個人の場合は委員会での説明を求める場合があるという記載がありますが、団体の場合にその記載は必要ないのかというご質問だったと思います。こちらについては事務局にて検討いただくことですが、松戸委員はどう思われますか。

(松戸委員)

必ず聞くわけではないにしても聞けるチャンスがあった方がよいかと思うので、書いておいた方がよいかと思います。

(山本副委員長)

出していただいた提案が細かく書かれていれば書類で判断できますが、もし何かあった場合に聞くこ

とができる形での書き方がよいということですよ。私もこの書き方については、言葉が足りないかと感じます。あと、6ページには「事業提案が採用となった提案者が必ずしも実施者となるものではありません」と記載してありますが、この提案主体にその記載がないので、後半まで読めば分かりますが、ここにも記載があった方がよいかと感じます。そこも含めてもう一度検討してもらえたらと思います。3ページについては以上で、4ページについては、「5 提案の流れ」の「(1) 事前確認」の「(ア) 事前確認方法」の窓口、これがどこの窓口か、提出先が企画部企画経営課行政改革担当とあるので、事前確認はこちらでよろしいですよ。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(山本副委員長)

でしたら、そこまできちんと表記していただくということでお願いします。4ページは以上で、5ページにつきましては、「(2) 提案募集受付」の「(エ) 提出先」について、前の事前確認と同じように電話番号も記載をして統一するようお願いいたします。5ページは以上で6ページに関しては、言葉ではなく、上から4行目の「一定の加点をして評価を行います」という点について、加点についてどのように行うのか、きちんと公表するよにということで、これは後日、募集要項案で事前にまた確認するということがよろしかったですよ。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(山本副委員長)

7ページ以降については変更点はなしということでよろしかったですか。

(川村委員)

はい。

(山本副委員長)

以上の点について、担当課の方でご対応お願いします。その他はいかがでしょうか。

(松戸委員)

私の方からは、前回お話いただいた商工会議所での周知について、確認した状況をご報告します。2月15日の当所と市の幹部との政策懇談会については、前回の会議の中では議題になるか検討になって

いましたが、政策懇談会の場で説明いただくということになっております。その後の周知については、商工会議所NEWSにチラシという形になるか記事掲載の形になるかはまだ宿題として残ってはおりますが、3月15日号の商工会議所NEWSにはいずれかの形で協力させていただくということで内諾をいただいておりますので、この後具体的に周知方法について事務局と打ち合わせをして進めてまいりたいと思います。それと商工会議所説明会については、実施する方向で検討は進めておりますが、どのような場がいいのかという点については、2月7日に正副会頭会議という会議の場でご相談をさせていただきたいと思います。いずれにしても3月には周知だけではなく、事業所もしくは役員向けの説明の機会を設けたいと思います。周知について、もし3月の周知だけで不足であれば、募集期間を鑑みると4月15日にもNEWSを発行しますので、必要に応じて協力はさせていただきたいと思っています。この内容については、会頭には会議の前にお話をして内諾をいただいておりますし、会頭もこの制度には関心を持っておりまして、わかりやすくお伝えする方法を委員会なのか行政なのか分かりませんが考えていただきたいと。内容は非常に良いのですが、多岐に渡るものですから、伝え方によっては分かりにくいという部分もあるのと、初回ということもあるのでピンと来ない方もいらっしゃるのではないかと。いうところで、周知や内容の説明については、商工会議所としても協力はしますけれども、いろいろな場面で市民の方も含めて見えるような形にしてもらえればありがたいと思います。今のところはそのような状況でございます。いずれにしても協力はするというで話は進めておりますので、よろしくお願いたします。

(山本副委員長)

ありがとうございます。やはり商工会議所さんに説明の場を設けていただくというのはとてもいいことだと思います。市としての要項の発表はいつ頃の予定でしょうか。

(事務局) (安西担当主査)

まだ時期については確定はしておりません。事務事業リストの作業と並行して進めて、両方合わせて出すということを想定しております。

(山本副委員長)

それと商工会議所の説明とはタイミングをあわせないと公平性という部分での心配があるかと思うのですが。

(松戸委員)

先ほどの事務局からの説明の中で、3月1日号の市の広報紙で広く周知して、2月中にはプレスリリースを行うということで、その後の説明なので大丈夫かと思っております。



(山本副委員長)

そのあたりは、日程をお互いに調整しながらお願いします。要項や事業が公開された時に、もし可能であれば説明の際には、他の市町村での具体的な取り組み等を例示しながら説明できると、より良いアイデアが出るのかなと思います。あるいは、企業に限らず、茅ヶ崎市では市民活動サポートセンターもありますので、企業向けは商工会議所での説明の場を持って、企業でない団体さんに関してはサポートセンターもうまく利用していただいて、広報紙だけでは出せる情報も紙面の都合上限りもあって、それを見てみなさんの意識が、こういうことなのかというところまでは出てこないこともあると思うので、ある場所をうまく使ってアイデアの募集とか説明をしていただければと感じていたのですがいかがでしょうか。

(事務局) (関谷副主査)

市の広報紙でご案内する際には、まだ校正の段階ですが、一般向けとして市内市外、個人団体問わず説明会の日程を記載する予定でおります。それに合わせて、サポートセンター含めた関係団体や協会等には、こういうことをやりますというお声掛けを個別にさせていただくことを想定しております。

(山本副委員長)

わかりました。次回は7月頃ということで、今回修正した要項については、どのような形で委員会には情報がくるのでしょうか。

(事務局) (足立副主査)

これから2月に庁内の会議体に諮ってまいります。課長級の会議、市長副市長含めた部長級会議、この2つの会議が終わりましたら、皆様に情報提供させていただきます。

(山本副委員長)

わかりました。では、こちらの募集要項素案については、今のような形でよろしいでしょうか？

#### 【「異議なし」の声】

(山本副委員長)

それでは、議題1については以上で終了ということになります。その他ご意見ご質問はありますか。

(松戸委員)

1つよろしいでしょうか。私だけかもしれないのですが、今年度から委員としてこの制度について携わらせていただいておりますが、提案をいただいてどのような形で審査していくかという点について、

会議の場ではなくても構わないので、どこかお時間を頂戴して勉強させていただく機会をいただけたらありがたいかなど。いきなり審査してくれと言われても私も経験がないものですから。

(山本副委員長)

それだけではなく、審査をする以前に、審査のポイントとかをまとめた要項をお作りになるかと思えますので、いきなりこれで審査してくださいという形ではなくて、先ほどの加点のお話もありましたけれど、審査についてのポイントについての要項の時点で委員会に諮るということによいですか？

(松戸委員)

その時期が7月でも大丈夫なスケジュール感ですか。

(事務局) (足立副主査)

7月ほどの事業を民間に委託するかを選定していただいて、その委員会の時には市の担当課でどう考えているかという情報は最低限お出しした上で、この委員会にお諮りいたします。決まった事業については、準備を進めて、秋口頃にはこういった内容で、こういった評価基準で公募型プロポーザルを実施しますということをこの委員会にお諮りします。

(松戸委員)

では、7月の時点ではそんなにハードルの高いような内容ではないということですか。

(事務局) (安西担当主査)

7月の時点で提案があった内容について、採択するか否かという点については、例えばプロポーザルのように項目ごとに点数が決まっていて何点というような仕組みに基づいて判断するものではありません。この枠組みを使った民間委託に合うかどうか判断するという事です。

(松戸委員)

では、中身を見て、明らかにこれはおかしいのではないかとこのことを意見交換をするという感覚で7月は捉えていけばよいですか。

(事務局) (安西担当主査)

その前段で、先ほどご説明させていただきましたが、市が提案に対してどのように考えるか、委託化は難しいですとか、課題点とか、そのあたりを付した上で、その内容も含めて委員会にお諮りしたいと考えています。

(松戸委員)

7月になって提案がたくさん出されて、何かしてくれと言われてもちょっと苦しいと思っていたので、それであれば7月でも構わないので、お願いできればと思います。

(川村委員)

出てきた提案が委託化できるかというのは、何の情報も無い中での判断は厳しいと思います。委託化の視点くらいは作りますよね。法的な根拠ですとか、予算上の面ですとか、いい提案でも茅ヶ崎市の予算からは厳しいですとか、そういう基礎的な資料は事前に出してもらった上で、当日はそれを基に選定するというにしないと、いきなりはきついと思います。

(山本副委員長)

いきなりということはないですよ。何日か前には情報はいただけますよね。

(事務局) (足立副主査)

基本的には1週間間にはお送りするように考えております。

(川村委員)

願わくばですが、何件提案があるかわからないですが、相当数の提案があった場合は、質問を事前にさせていただいて、それを委員全員に配るとか、件数に応じてはお願いしたいと思います。

(事務局) (安西担当主査)

こちらとしても、初めてのことで、どのくらいの提案がくるかというのは分からない部分が多いのですが、7月の採択にあたって真摯にお考えいただいていると感じています。例えば提案の件数とか差しさわりの無い範囲で適宜情報提供させていただければと思います。それによって分野が分かれば委員によっては、事前に気にかけていただいておりますので、そのような形で進めていければと思います。

(山本副委員長)

基本的には事前にいただく資料の中に、ある程度の情報を含めた上での資料をいただくということと、件数によっては、不明な点とか聞きたい点、いろいろな事業に渡り、各々知っている範囲以外の点もあるかと思うので、事前に質問を出して先に回答をいただけるものはいただくということで、出来る限り会議の場をスムーズに進められるような形での準備の時間をとっていただけると、安心して採択ができるのかと思いますので、実際に募集を締め切った時点でどのくらいの件数、どういった分野で提案があったのか、先にそれだけでもいただくと気持ちは違いますよね。

(川村委員)

そうですね。

(山本副委員長)

そのような形で考えていただければと思います。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

事務局側として、どういうやり方が一番良いのかという点について、早めに検討させていただいて、委員のみなさまにメール等でご報告させていただきます。その中で松戸委員のご心配の点についても解消できれば一番良いかとは思いますが、そのような形で提案させていただければと思います。

(山本副委員長)

何分にも初めてのことでみなさん手探りのところもあるかと思いますが、せっかく経験のある川村委員にもお越しいただいておりますので、メール等でやりとりをしながらより良いものにしていければと思います。

では、本日の議題については終了しましたので、議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

山本副委員長ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。次回開催は民間委託化提案、1次提案を受け付けた後の審査ということで、7月頃を予定しております。具体の日程等の詳細につきましては改めてご連絡させていただきますが、事前相談内容や募集状況等につきましては、随時委員のみなさまには情報提供させていただきます。また、本日の会議録につきましては速やかに作成し、みなさまにお送りさせていただきますので、その節はご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、本日お車でお越しの方は、減免処理を行いますので、事務局まで駐車券をご提出ください。

これもちまして、平成28年度第3回茅ヶ崎市提案型民活用制度事業者選定委員会を終了といたします。ありがとうございました。

委員長署名 山本 裕子

委員署名 川村 豊